

市政トピックス



▼ゾーン30指定地区(囲み内)



3月13日(金)から、ゾーン30(最高時速30kmの区域規制)が左図の区域で実施されます。

この区域は歩行者・自転車の安全確保が優先される住宅密集地であり、隣接する幹線道路から生活道路への通過速度を抑制するために設定します。

安城警察署 ☎(76)0110

ゾーン30を設定します

侵入盗に注意してください

安心安全課 防犯交通係

☎(95)0115

安城警察署 ☎(76)0110

平成26年中に安城警察署管内で発生した侵入盗被害は249件あり、そのうち個人宅に侵入する「住宅対象侵入盗」による被害は約半数の120件にものぼりました。

住宅対象侵入盗は、次のように分類されます。

- ・空き巣：家が留守の時に侵入し、金品を盗む。最も多い手口。
- ・忍込み：家人が就寝中等に侵入する。気づかれると居直り強盗になる可能性がある。
- ・居空き：食事中等のスキを狙い、誰も居ない部屋へ侵入する。

どれも少しだけ気をつければ防げるものです。今すぐ防犯対策をしましょう。

☆今すぐできる防犯対策集

- ・外出時はすべてのドア・窓の鍵を確認しましょう。
- ・在宅時、就寝中も戸締りをしましょう。
- ・出掛ける時は、隣近所に一声掛けましょう。
- ・防犯センサー、防犯ライト等を設置しましょう。
- ・防犯対策物品の購入には市から補助も出ますので、検討されている人は一度ご相談ください。

一般不妊治療費補助金制度

保健センター ☎(82)8211

不妊で悩んでいるご夫婦に、その治療費の一部を補助します。

▼対象 ご夫婦のどちらかが知立市に住所があり、医療保険に加入し、医師に不妊治療の必要があると診断された法律上のご夫婦

※他の市町村で同様の補助を受けている場合は対象外

▼対象治療 平成26年3月1日〜平成27年2月28日までに受けた不妊検査、一般不妊治療、人工授精

▼対象費用 不妊治療に要する費用の自己負担額(健康保険適用外の費用も対象となります)

※文書料などの治療に直接関係のない費用は対象外

▼補助内容 1夫婦1年度につき1回、自己負担額の2分の1、上限5万円(1年度は3月受診分から翌年2月受診分です)

期間は継続する2年間で、他の市町村で受けた補助期間も含まれません。

▼申込み 3月31日(火)までに保健センターへ。

※申請書類は市ホームページからダウンロードできます。



固定資産税・都市計画税の減免

税務課 資産税係 ☎(95)0148

母子または父子世帯、65歳以上の高齢者のみの世帯および障がい者のいる世帯で、固定資産税・都市計画税の納付が困難であり、1月1日現在、次の条件にすべて当てはまる人は減免が受けられます。

該当すると思われる人は減免の申請をしてください。

▼条件
○低所得により、生活のため国・県または市から各種福祉手当、各種年金などの支給を受けている。

○世帯全員が、居住用以外の固定資産を持っていない。

○居住用の宅地の面積が200㎡以下である。

○世帯全員の総所得金額が生活保護法による保護基準の1.1倍を超えない。

※生活保護基準の変更や、世帯の年齢状況等により基準額は毎年変動しますので、納付が困難な人はご相談ください。

▼申請方法 ①印鑑②福祉(年金)手帳・障害者手帳・年金証書等を持参し、税務課にある指定様式で納付期限の7日前までに申請してください。



微小粒子状物質(PM2.5)にご注意ください

環境課 環境保全係 (☎)0154

冬から春にかけてPM2.5の濃度が高まる可能性がありますので、注意喚起発令の際にはご注意ください。

▼注意喚起を行う場合の判断基準

○県内を3区域(尾張、西三河、東三河)に分け、区域ごとに判断されます。(知立市は西三河区域)

○区域ごとの早朝「午前5時～7時」の1時間値の平均値が85μg/mを超えた場合に発令されます。

○区域ごとの「午前5時～正午」、「午前5時～午後1時」、「午前5時～午後2時」、「午前5時～午後3時」および「午前5時～午後4時」の各時間帯の1時間値の平均値が80μg/mを超えた場合に、随時発令されます。

▼注意喚起情報発令時の注意事項

- 不要不急の外出は控えましょう。
- 屋外での激しい運動をできるだけ減らしましょう。
- 窓の開閉を減らしましょう。
- 外出する場合は、マスクを着用しましょう。



※呼吸器系や循環器系に疾患のある人、小さなお子さんや高齢の人は、体調に応じて、より慎重に行動するように心がけてください。

リサイクル家具などの展示・販売

刈谷知立環境組合リサイクルプラザ

(☎)217251

▼展示入札期間 3月1日(日)～8日

(日)

▼ところ リサイクルプラザKC (クリーンセンター管理棟2階)

▼内容 粗大ごみとして捨てられた家具などを簡単に補修し、入札します。応札価格は100円からです。

▼対象 知立市または刈谷市在住の人

▼開札・連絡・引渡期間 3月11日(水)～15日(日)

○引渡期間厳守。期限までに取りに来られない場合は落札無効となります。

○引渡時は本人確認できるものを必ず持参してください。

○展示品の状態を確認のうえ、責任を持って入札してください。

○営利目的の入札、返品およびキャンセルはできません。

○運び出しは自己搬出です。

放置自転車をなくそう

土木課 建設企画係 (☎)0155

知立駅周辺は人通りや車の往来も多く、路上駐車や自転車の路上放置などの迷惑行為により交通に支障が出る場合があります。知立駅周辺を自転車の放置禁止区域として、条例で定めています。

駅周辺に自転車などを駐車するときは、有料・無料の各自転車駐車を利用し、周辺の交通に迷惑をかけるないようにしましょう。



臨時職員(軽土木作業員)募集

土木課 建設企画係 (☎)0155

▼募集人員 1人

▼応募資格 車の運転ができる、日本語で日常会話および簡単な読み書きができる、簡単なパソコン業務ができる、年齢65歳未満の人

▼業務内容 道路・公園のパトロール等を行い、施設の点検、軽修繕・清掃等軽微な作業や報告書の作成を行います。

▼雇用期間 4月15日(水)～9月30日(水)(勤務成績により更新可能)

▼勤務日 週5日(土・日曜日、祝日を除く)

▼勤務時間 午前9時30分～午後4時(60分休憩)

▼賃金 時給940円(月末締め翌月16日支給)

▼採用方法 書類選考後面接

▼申込み 3月2日(月)～16日(月)までに、履歴書(写真貼付)、自動車運転免許証の写しを、市役所開庁時間内に土木課へ。

平成27年度自衛隊幹部候補生募集

自衛隊愛知地方協力本部

安城地域事務所 (☎)746894

防衛省自衛隊では、平成27年度の自衛官を次のとおり募集します。

○自衛隊幹部候補生

▼受験資格

【大卒程度】22歳以上26歳未満の人 ※22歳未満の人は大卒(見込み含む)

【院卒者試験】平成28年4月1日現在修士課程修了者等で20歳以上28歳未満の人

▼受付期間 3月1日(日)～5月1日(金)まで

▼試験日

【一次試験】5月16日(土)

【二次試験】6月16日(火)～19日(金)のうち1日

▼合格発表

【一次試験】6月5日(金)

【最終試験】

・陸上、海上自衛隊 8月7日(金)

・航空自衛隊 9月4日(金)

▼申込み 自衛隊愛知地方協力本部安城地域事務所(安城市三河安城町1丁目10番地14 MAパークビル1階)へ。



新・中央子育て支援センターが完成しました

新・中央子育て支援センターが竣工を迎え、4月1日(水)から利用を開始します。地域・関係者の皆さん、ご協力ありがとうございました。

新・中央子育て支援センターは2階建てで、1階には、様々な遊具でお子さんを遊ばせたり、子育てサークルで利用したり、育児講座などを開催するプレイルームや相談室、授乳室のほか、屋外に砂場や滑り台などの遊具も設置し、安心・安全に外遊びも楽しんでもらえます。

また、2階には、「ひまわりルーム」の専用室を設置し、心身の発達に障がいのあるお子さんの早期療育体制を充実させるとともに、6月からは、3歳未満のお子さんを対象に一時保育事業を開始するなど、子ども・子



育てを総合的に支援することができ、施設を指して、機能を充実させていきます。

○施設見学会

市民の皆さんに新・中央子育て支援センターをご覧いただくため、施設見学会を開催します。事前の申込みは不要ですので、ぜひお越しください。

▼とき 3月30日(月) 午後2時～4時

▼ところ 新・中央子育て支援センター(知立市東栄一丁目45番地)

☆新・中央子育て支援センターの利用は、4月1日(水)からです。3月31日(火)までは、現在移転中の西児童センター内のプレイルームを利用することができます。

☆新・中央子育て支援センターの完成に伴い、3月19日(水)の正午をもって猿渡つどいの広場を終了します。利用者の皆さんにはご不便をおかけしますが、子育て支援機能の集約と充実を図るため、ご理解をお願いします。

▼問合せ 子ども課 子育て支援係
センター (☎)0120、中央子育て支援センター (☎)815500

リユースマーケットを開催します

リユースマーケットとは、家庭の不要品や手作り品などをフリーマーケット形式で販売するイベントです。まだまだ使用できるものを安価に購入して再び使用(リユース)することで、資源がごみとして処理されず有効に活用されます。

▼とき 3月7日(土) 午前10時(正午(雨天中止))

▼ところ 福祉の里八ツ田南側駐車場・メープルけやき駐車場

※いきがいセンター内「TOMOちゃん」でも、子供用リユース品を販売します。

▼入場料 無料(ただし、各ブース(お店)で品物を購入する場合は、代金が必要です。)



▼主な出店品 衣料、日用品、食器類、雑貨、子供用品、おもちゃなど



また、当日の会場で、臨時に「使用済小型家電(対象10品目)回収ボックス」を設置します。このボックスは、有用な金属を回収するため、市役所ロビーと不燃物処理場に設置しているものです。この機会にぜひご利用ください。

▼使用済小型家電回収ボックスで回収する対象10品目

携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電子辞書、電卓、ポータブルカーナビ、リモコン、ACアダプター等のコード類

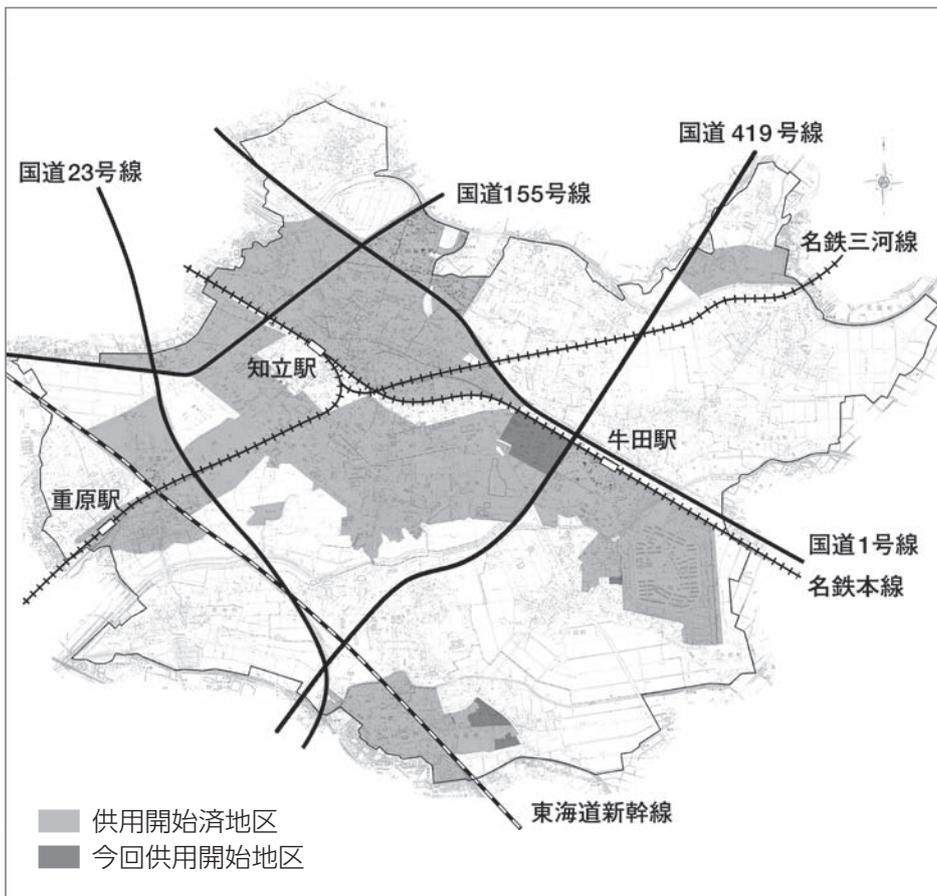
※携帯電話などの個人情報情報は消去してください。

※電池類は必ず取り除いてください。(電池類は「有害ごみ」です。)



▼問合せ 環境課 ごみ減量係
(☎)0126

TEL 0566-83-1111 (代表)
 ※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp



下水道供用開始区域が広がります

下水道課 下水道庶務係

☎(95)0159

3月31日(火)から、新池一丁目、新池二丁目、新池三丁目、谷田町北屋下、谷田町南屋下、八ツ田町一丁目の一部区域で、新たに下水道が使えるようになります。(図参照)

次のとおり縦覧します。

▼縦覧期間 3月13日(金)～26日(木)
 (土・日曜日、祝日を除く)

▼縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分

▼縦覧場所 下水道課(市役所2階)

●下水道への接続

今回下水道が使用できるようになった区域にお住まいの人で、汲み取り便所を使用されている人は3年

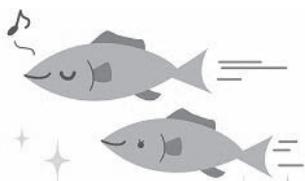
以内に、それ以外の人は速やかに下水道へ接続してください。
 なお、すでに使用できる区域にお住まいの人で、まだ接続工事をされていない人も同様にお願ひします。

●受益者負担金制度

公共下水道の整備に伴い、下水道が使えるようになった区域の人に建設費用の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。
 新たに下水道が使えるようになった区域の土地の所有者に対し、5月頃に受益者申告書を送付します。その申告書により誰を受益者(支払者)にするかを申告していただきます。

その後、市は申告書に基づき受益者を決定し、土地の面積に応じて受益者負担金を負担していただく通知を行います。(負担金は土地に対して賦課されるもので、一度限りです。)

負担金額は、受益地面積に1㎡当り350円を乗じて算出します。(受益者負担金に消費税はかかりません。)詳しくは受益者負担金についてのホームページをご覧ください。
<http://www.city.chiryu.aichi.jp/0000001573.html>



広告

弁護士法人 白濱法律事務所

(愛知県弁護士会所属)

- 不動産、建築トラブル
- 相続、遺留分、離婚
- 債権回収
- 交通事故、労災事故
- 企業法務
- 破産、債務整理
- 刑事

相続、離婚、債務整理、交通事故被害の相談は初回30分無料

弁護士 白濱 重人
 弁護士 香川 広志
 弁護士 武林 寛明
 弁護士 西尾 祐一郎
 弁護士 三島 侑子
 弁護士 居石 孝男
 弁護士 新海 久美子

刈谷事務所 ☎0566-91-0210

刈谷駅南口よりすぐ
 刈谷市若松町2丁目2番地

岡崎事務所 ☎0564-54-3777

JR岡崎駅東口よりすぐ
 岡崎市羽根町字北ノ郷45

▶ <http://si-law-office.com>

3月1日(日)～7日(土)は、 全国一斉に春季火災予防運動が実施されます

平成26年度 全国統一防火標語「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

私たちの生活の中には、火災の原因となる要素が多数あります。その要素を取り除いて火災が発生しない環境をつくるには、火災予防の知識と備えが必要です。

春の火災予防運動が始まるこの機会に、みんなで火災予防に取り組みましょう。

【住宅防火 命を守る 7つのポイント】 -3つの習慣・4つの対策-

3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

放火および放火の疑いは、全国で火災発生原因の第1位となっています！



～放火を防ぐために～

- 1 塀は、金網や生垣等でなるべく低くし、死角を作らないようにする。
- 2 夜間用照明機器等を設置する。
- 3 家の周りに燃えやすい物は放置せず、不用品や古材は整理整頓して物置等へ保管する。
- 4 屋外に面する廊下や階段などに、燃えやすい物を置かない。
- 5 ゴミは収集日の朝に出す。
- 6 門扉、通用口、車庫、物置等のドアは必ず施錠する。
- 7 外出時や就寝時は、窓、ドア等の開口部は必ず施錠する。
- 8 外出時は、隣近所に一声掛けて協力を求める。
- 9 車両等のボディーカバーは「防災品」を使用する。
- 10 住宅用火災警報器等を設置する。
- 11 地域ぐるみで防火対策を話し合い、協力する。

これらのことを実践し、放火による火災を防ぎましょう。

放火を防ぐためのチェックシートを衣浦東部広域連合のホームページに掲載しています。皆さん一度チェックして、放火対策を万全なものにしましょう。

平成26年度防火作品
特選 山本晃生さん
安城市立安城東部小学校
6年生の作品

▶問合せ 衣浦東部広域連合消防局 予防課 (☎63-0136)

救命講習会(3月開催分) あなたは愛する家族を救えますか。いざという時のために心肺蘇生法を覚えましょう。

会場	知立消防署	安城消防署
講習会名	普通救命講習Ⅲ	普通救命講習Ⅰ
開催日時	3月14日(土) 午前9時～正午	3月15日(日) 午前9時～正午
定員	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み	3月5日(木) 午前9時から募集開始 (☎81-4144) 救急係へ	3月5日(木) 午前9時から募集開始 (☎75-2494) 救急係へ
対象者	碧南・刈谷・安城・知立市および高浜市在住、在勤、在学の人 (いずれの会場でも受講できます。)	
内容	普通救命講習Ⅰ 心肺蘇生法(气道確保、人工呼吸、胸骨圧迫)、AEDの使用法、止血法など 普通救急講習Ⅲ 小児・乳児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時などの処置 ※救命講習会を団体で受講される場合は、最寄の消防署へお問合せください。	

▶問合せ 衣浦東部広域連合消防局 消防課 (☎63-0135 ホームページ <http://www.kinutoh.jp>)